

デジタル庁

○ 告示第四十三号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

一
 令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や
 物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度遠別町一般会計補正予算
 における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点か
 ら支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するため
 の基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福
 祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による入所等の措置の
 実施に関する情報）昭和三十五年法律第七十七号）による入所等
 百八十三号）による情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第
 害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措
 置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百
 三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報）昭和三十五年
 同（昭和三十五年法律第百三十三号）による生活保護関係情報（生活保護法（昭和三十五年法律第百
 第四十四号）による生活保護関係情報（昭和三十五年法律第百
 二十六号）地方税関係情報（地方税法（昭和三十五年法律第百
 二十号）地方税関係情報（昭和三十五年法律第百二十号））
 より算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報
 をいう。以下同じ。）、公的給付支給等口座登録関係情報（
 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の
 登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三項、
 第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）、
 和五年度物価高騰対策給付金（第一号）（物価高騰対策給付金
 に係る差押禁止等に関する法律（令和五年法律第八十一号）第
 二条第一号に規定する物価高騰対策給付金（第一号））
 号）の支給に関する情報、令和五年物価高騰対策給付金（第二
 号）（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二号第一
 規則（令和五年内閣府・総務省・財務省令第一号）第二号第一
 号イ、ロ及び五並びに同条第二号イ（1）に掲げる世帯に限る。並びに同条第三号
 及び同条第二号イ（1）に掲げる世帯に限る。並びに同条第三号

事務

令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該
 当性を判定する必要がある者に
 係る市町村民税（地方税法第五
 条第二項第一号に掲げる市町村
 民税（個人に係るものが限る。
 ）をい、特別区が同法第一
 号に掲げる規定によつて課する
 第二項の規定を含む。以下同
 及び公的給付支給等口座登
 録簿関係情報に関する情報

情報

イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に對し給付金を支給す
 ることを目的として国が交付する交付金を財源として市町村に
 特別区を含む。以下同じ。)から支給される給付金であつて
 同令第一条各号に掲げるもの。以下同じ。)の支給に
 關する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金(第一号)(同
 令第二条第一号)からホまでに掲げる個人又は世帯(同条第二号)ハ
 からホまでに掲げる個人又は世帯に限る。)(並びに同条第三号
 口及びハに掲げる個人又は世帯の他のこれに準ずる個人又は世
 帯に對し給付金を支給することを目的として国が交付する個人又は世
 帯に對し給付金として国が交付する個人又は世帯に對し給付金を支給
 金を財源として市町村から支給することを目的として給付金であつて、同令第
 一条各号に掲げるもの。以下同じ。)(の支給に關する情報
 を含む。)の管理に關する事務

三 令和六年度岡山県津山市住民税非課税世帯生活応援金（原油
 価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度津山市一般会計補
 正予算における、岡山県津山市から、住民税非課税世帯を支援
 する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を
 施すための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情
 報、障害者関係情報、生活保護関係情報、令和五年度物価高騰
 的給付（第一号）の口座登録簿関係情報、令和五年度物価高騰
 付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策
 給付金（第二号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰
 対策給付金（第一号）の支給に関する情報を含む。）の管理に
 関する事務

令和六年度岡山県津山市住民税
 非課税世帯生活応援金の支給要
 件の該当性を判定する必要がある
 る者に係る市町村住民税及び公
 給付支給等口座登録簿関係情報
 に関する情報

附 則

この告示は、公布の日から適用する。